

かかりつけ医機能のさらなる周知を機能強化加算の施設基準で求める

診察料に関しては、かかりつけ医機能の評価や普及を図る観点から、初診料の機能強化加算と再診料の地域包括診療加算の算定要件（施設基準）の見直しが行われました。点数は、いずれも据え置きです。

診療所と許可病床数200床未満の病院が届け出の対象となる機能強化加算は、外来医療における適切な役割分担を図り、よりの確で質の高い診療機能の評価する観点から、かかりつけ医機能を有する医療機関における初診を評価するものとして設定されています。

これらを踏まえ、地域におけるかかりつけ医機能をさらに周知するための対応として、施設基準に規定されている患者等への情報提供の内容が拡充されました。

院内に掲示する必要がある事項に、「必要に応じ

て、専門医、専門医療機関に紹介すること」と、「医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関が検索できること」——が追加されました。

また、院内に掲示する事項と同様の内容について患者に直接、情報提供できる体制も要件となっています。掲示内容を書面にし、患者が持ち帰れる形で、院内の見やすいところに置いておくなどの対応が求められます。

地域包括診療加算は時間外対応に係る要件を緩和

診療所のみが届け出できる再診料の地域包括診療加算は、施設基準で求められる時間外対応加算の届け出の要件が緩和されました。

継続的に受診している患者からの電話等による問い合わせへの対応体制が評価される時間外対応加算（再診料の加算）はこれまで、自院独自で一

定の対応体制を確保する必要がある加算1または加算2の届け出が、地域包括診療加算の施設基準として求められていました。

それが見直しで、複数の診療所による連携対応体制で満たせる加算3の届け出でも良いことになりま

した。

今回の見直しは、診療報酬改定に関する調査で診療現場の声として把握されていた「（地域包括診療加算の）届け出を行うに当たり、満たすことが困難な要件」の一つが緩和された形です。

再診料の地域包括診療加算等の評価の概要

点数	地域包括診療加算	※(注) 認知症地域包括診療加算
		診療所のみが届け出可能、再診1回につき算定
	地域包括診療加算1・・・25点	認知症地域包括診療加算1・・・35点
	地域包括診療加算2・・・18点	認知症地域包括診療加算2・・・28点
患者対象	① 高血圧症、② 糖尿病、③ 脂質異常症、④ 認知症 ——のうち、2以上の疾患を有する患者。	
施設基準の概要(抜粋)	加算1(の要件) (1) 在宅医療の提供および当該患者に対し24時間の往診等の体制を確保している(在宅療養支援診療所以外の診療所は、連携医療機関の協力を得て行う場合を含む)。 (2) 以下の全てを満たしている。 ① 訪問診療を提供した患者のうち、当該医療機関での外来診療を経て訪問診療に移行した患者数が、在宅療養支援診療所については10人以上、それ以外の診療所については3人以上。 ② 直近1カ月に初診・再診・往診・訪問診療を実施した患者のうち、往診または訪問診療を実施した患者の割合が70%未満。 (3) 以下のいずれかを満たしている。 ① (再診料の)時間外対応加算1、2または3を届け出ている。 ② 医師の配置が、常勤1人以上で常勤換算2人以上。 ③ 在宅療養支援診療所である。 (4) 在宅医療の提供および当該患者に対し24時間の連絡体制を確保している。	
	加算2 ■時間外対応加算の施設基準の概要 ●時間外対応加算1・・・5点 →継続的に受診の患者からの電話等による問い合わせに対し、原則として、当該診療所で常時対応できる体制を確保。 ●時間外対応加算2・・・3点 →継続的に受診の患者からの電話等による問い合わせに対し、標榜時間外の夜間の数時間は、原則として、当該診療所に対応できる体制を確保。休診日、深夜、休日等においては、留守番電話等で地域の救急医療機関等の連絡先の案内を行うなど、対応に配慮する。 ●時間外対応加算3・・・1点 →継続的に受診の患者からの電話等による問い合わせに対し、複数の診療所による連携(自院を含め最大3施設)で対応する体制を確保。	

※(注) 地域包括診療加算1または2の届け出を行っていることが、認知症地域包括診療加算1または2の施設基準。地域包括診療加算1または2の届け出を行っていない場合は、認知症地域包括診療加算1または2として届け出を行う必要はない。

■初診料の「機能強化加算」の見直し

●初診料の機能強化加算・・・80点

※施設基準を満たして届け出た医療機関が、初診を行った場合に初診料(288点)に加算。

【機能強化加算の施設基準の概要】

- 診療所または許可病床数が200床未満の病院である。
- ①再診料の地域包括診療加算、②地域包括診療料、③小児かかりつけ診療料、④在宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院に限る)、⑤施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所または在宅療養支援病院に限る)——のいずれかを届け出ている。
- 地域のかかりつけ医機能として、①健康診断の結果等の健康管理に係る相談、②保健・福祉サービスに関する相談、③夜間・休日の問い合わせへの対応、④必要に応じた専門医または専門医療機関への紹介——を行っている医療機関であることを、院内の見やすい場所に掲示している。また、医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関が検索可能であることを、院内の見やすい場所に掲示している。
- (3)に基づいて掲示している内容について記載した書面を、院内の見やすい場所に置き、必要に応じて患者が持ち帰れるようにする。また、患者の求めがあった場合には、その書面を交付する。